

月刊エフアンドパートナーズ VOL.24

今回のテーマは **財産管理** です。



目ぼしい相続財産が
不動産だけ。
売却して現金化したい・・・

こんな悩みは
ありませんか？

家売るにも
業者さんとのやりとりが大変そう。
安心できる人に任せたい。



大丈夫！
そんな時はお任せ下さい！

司法書士には
お客様の委任により財産を管理する権限があります。

銀行預金などの解約手続きをお手伝いして
スムーズに相続財産を配分できるようにします。

業者さんとのやりとりに不安を感じる方へは
不動産の売却手続きを責任をもって代理します。

相続人の中に、連絡のとれない方がいて
取りまとめが難しい場合にも、アドバイスさせて頂いたり
不在者財産管理人として、円滑に遺産分割手続きを行います。



司法書士法人
F&Partners

【京都事務所】〒604-8162 京都市中京区七観音町623番地 第11長谷ビル5階
【大阪事務所】〒540-0026 大阪市中央区内本町1丁目1番1号 OCTビル3F
【滋賀事務所】〒525-0032 滋賀県草津市大路1丁目1番1号 エルテ1932-113

